

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン（2023.0508改定）

上越教育大学附属小学校

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更されることを受け、当校におけるガイドラインも改定する。

基本的には、文部科学省からの「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」等に従い、以下のような対策を講じる。

（1）家庭（保護者）へのお願い

- ① 発熱や咳、のどの痛み、倦怠感など、普段と体調が少しでも異なる場合は、登校を控え自宅で休養する。
- ② 感染が不安で休ませたい場合、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止扱いとする。

（2）学校での健康観察

- ① 朝の健康観察を徹底するとともに、日常的な健康状態の把握に努める。
- ② 37.5℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、保護者に連絡の上、早退し休養させる。

（3）適切な換気の確保

- ① 気候上可能な限り、二方向の窓を開けて常時換気を行う。常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。

（4）手洗いや咳エチケットの指導

- ① 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うよう指導する。
- ② 咳やくしゃみをする時は咳エチケット（口や鼻を手で覆うなど）を行うよう指導する。

（5）マスクの着用

- ① 児童のみならず、教職員や保護者、来校者におけるマスクの着用の有無は、個人の自主的な判断とする。新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合はマスク着用を促すことはあるが、着用を強いることはしない。

（6）給食

- ① 食事中に大声を出さないなど、基本的なマナーを守った上で、学年・学級の実態の応じ、順次対面型の給食も可とする。

（7）教育活動全体

- ① 現状において、特段の制限はない。ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動の場面に応じて、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることがある。

(8) 児童の感染が判明した場合

- ① 保護者は学校に連絡する。(休日の連絡は必要なし)
- ② 発症後5日(発症日を0日とする)を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで「出席停止」とする。
 - * 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。
- ③ 陽性となった児童の自宅療養の解除に伴い、保護者が「療養解除届(附属小ホームページからダウンロード)」用紙に記入し、学校に提出する。
 - * 医療機関からの療養解除の証明は必要なし。(季節性インフルエンザも同様)

(9) 濃厚接触者の特定について

- ① 濃厚接触者の特定は行わない。

(10) 子どもをよく「みる」

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">★行動の変化を「みる」★からだの反応を「みる」★以前と異なる表情や会話の変化を「みる」 | } | <ul style="list-style-type: none">・複数の職員でよく観察する、情報を共有する・家庭と情報を共有する・スクールカウンセラーを活用する。 |
|---|---|---|

<参考資料>

- ・ 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)
[20230427-mxt_ope01-000004520_1.pdf\(mext.go.jp\)](#)
- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)
[衛生管理マニュアル\(mext.go.jp\)](#)
- ・ 上越教育大学HP「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」
[新型コロナウイルス感染症に関する対応について | 新型コロナウイルス感染症に関する対応について | 上越教育大学\(juen.ac.jp\)](#)
- ・ 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)
[20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf\(mext.go.jp\)](#)